

令和8年度 湯梨浜町放課後児童クラブ利用のご案内

令和8年4月からの町立放課後児童クラブ入所希望者を募集します。

利用を希望する児童の保護者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

※現在、児童クラブを利用しておらず、継続して利用を希望する場合でも、提出が必要です。

1 放課後児童クラブとは

就労等のやむを得ない事情により保護者等が昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

2 利用できる児童

町立小学校に在籍する1年生から6年生までの児童で、保護者の就労等の事由により、放課後や長期休業期間に家庭で過ごすことが困難な児童。

3 町内の放課後児童クラブについて

名 称	対象となる学校	開設場所
羽合第1放課後児童クラブ	羽合小学校 (地区別)	羽合小学校内
羽合第2放課後児童クラブ	羽合小学校 (地区別)	ハワイアロハホール敷地内
羽合第3放課後児童クラブ	羽合小学校 (田後地区)	旧たじりこども園
東郷第1放課後児童クラブ	東郷小学校 (舎人・松崎・東郷地区)	東郷小学校内
東郷第2放課後児童クラブ	東郷小学校 (花見地区)	花見コミュニティー施設内 (とうごうこども園北側)
泊放課後児童クラブ	泊小学校	泊小学校内

■土曜は、羽合第2のみの開所です。(その他の児童クラブの利用者で土曜利用を希望される場合は、羽合第2で受け入れを行います。)

■羽合地区の利用はこども会での区割りとしています。

羽合第1 宇野、橋津・赤池・上橋津、南谷、下浅津、上浅津、温泉、新川、浜

羽合第2 久留西、光吉・久留東、水下、長瀬東部、長瀬中部、長瀬中央、長瀬西部

羽合第3 田後北部、田後南部、東田後1、東田後2、東田後3

■東郷第1・2の利用は、居住地に応じた区割りとしています。

東郷第2の方が送迎の都合がよい場合はお申し出ください。

4 利用期間等

(1) 開所期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、日曜、祝日、盆(8/13～8/15)、年末年始(12/29～1/3)、災害その他の事情があるときは閉所となります。

(2) 開所時間・送迎

利 用 日	開所時間	送 迎
平日の放課後	授業終了後～午後7時	(行き) 徒歩またはスクールバス (帰り) 保護者による迎え
土曜、長期休業、 学校行事の振替休日	午前7時30分～午後7時	保護者による送迎

5 必要経費

- (1) 利用料 別表のとおり（月ごとにお支払いいただきます。）
(2) 保険料 年額 800 円/人（年度途中で退級しても返納できません。）
※活動中のケガ・事故に備え、スポーツ安全保険に加入します。

6 利用申込手続の流れ

- (1) 申込書類等の作成（書類には、令和 8 年 4 月 1 日時点の内容を記載してください。）

- ① 令和 8 年度放課後児童クラブ利用申込書
- ② 連絡カード
- ③ 保護者が不在となる理由が分かる証明書（ご夫婦の場合は父母どちらも必要）

【就労の場合】

■保護者の就労証明書、就労状況申立書（自営業・農林漁業）

【就労以外の場合】

■保護者の病気、障がい、介護等の理由で児童クラブの利用を希望される方は、状況が分かる証明書等（診断書、障がい者手帳等）

- ④ 口座振替依頼書（児童クラブを初めて利用される方、口座未登録の方のみ）
利用料の納付は、原則、口座振替となりますので、口座の登録をお願いします。
- ⑤ 放課後児童クラブ利用料免除申請書（生活保護・就学援助受給されている方のみ）
利用料が減額または免除となりますので、対象となる方はご提出ください。
※減免申請は、毎年提出が必要ですので、ご注意ください。

■申込様式は、各児童クラブ、役場子育て支援課及び東郷・泊各支所に配架するほか、町ホームページからダウンロードできます。（「口座振替依頼書」は、各施設でお受け取りください。）

- (2) 受付期間 令和 8 年 1 月 19 日（月）～令和 8 年 2 月 16 日（月）

▼申込みが利用定員を超え、受け入れが困難となる場合、児童クラブの利用をお断りする場合があります。

▼長期休業のみ利用する場合も、今回お申込みください。

- (3) 提出先 各放課後児童クラブ、役場子育て支援課及び東郷・泊支所

- (4) 利用決定等のお知らせ（町⇒申込者）

▼受付期間内に申込みされた方へは、令和 8 年 3 月上旬に利用の可否（利用決定又は却下）を通知します。

▼利用決定は、家庭や勤務などの申込内容、利用料支払の状況（滞納の有無）、児童クラブの状況（人数等）を総合的に判断し、審査・決定します。

⇒申込みすれば必ず利用できるとは限りませんので、ご了承ください。

- (5) スポーツ安全保険料の納付（申込者⇒各児童クラブ）

▼スポーツ安全年間保険料 800 円（児童 1 人につき）

※利用決定通知の到着後、3/19（金）までに各児童クラブでお支払いください。

7 留意事項

■退級をする場合は、退級月の前月末までに退級届を提出してください。

■登録内容に変更があった場合には、利用事項変更届を前月末までに提出してください。

■入級後、クラブ外への飛び出し行為など集団生活が困難であったり、支援員の再三にわたる注意が入らない場合や、他の児童や支援員に危害を加えたりするような場合は、年度途中で退級をお願いする場合がございますので、ご了承ください。

【別表】

令和8年度 湯梨浜町放課後児童クラブ利用料（月額）

利用月	平日のみ	長期休業の利用	土曜
4月	2,000円	1,000円	500円
5月	2,000円		500円
6月	2,000円		500円
7月	2,000円	1,000円	500円
8月	<u>1,000円</u>	<u>4,000円</u>	500円
9月	2,000円		500円
10月	2,000円		500円
11月	2,000円		500円
12月	2,000円	1,000円	500円
1月	2,000円	1,000円	500円
2月	2,000円		500円
3月	2,000円	1,000円	500円

○放課後児童クラブの利用料は、下記の4分類です。

① 平日のみ利用する場合

別表の「平日のみ」欄の金額が適用となります。

② 平日+長期休業を利用する場合

別表の「平日のみ」欄の金額と「長期休業の利用」欄の金額を合算した額です。

③ 長期休業のみ利用する場合

別表の「長期休業の利用」欄の金額が適用となります。

④ 土曜に利用する場合

①～③に加え、月額500円を加算します。土曜のみ利用する場合は月額500円です。

【注意事項】

▼利用料の日割り計算は行いません。納付方法は原則、口座振替とし、利用登録のある月に指定の口座から引き落とします。

▼口座振替日は、登録月の末日（12月のみ月末前。振替日が土日・祝日の場合はその翌平日）です。

▼実際の利用の有無に関わらず利用料が発生します。利用申し込みのとおりに毎月利用料の口座振替を行いますので、利用変更・中止等あれば、当該月の前月末までに児童クラブまたは役場にて届出をしてください。

▼特別な理由なく利用料の滞納が続く場合は、児童クラブを退級していただきます。

放課後児童クラブ利用料の減免制度について

町では、放課後児童クラブを利用されている保護者で、生活保護受給世帯・就学援助受給世帯等の事情により世帯の生計が困窮している方への利用料減免を行っています。

対象となる方で利用料の減免を希望される場合は、利用料免除申請書を提出してください。

※利用料の免除申請は、毎年必要ですので、ご注意ください。

利用申込みにあたっての提出書類確認表

1 放課後児童クラブ利用申込書

- 児童名・保護者名・連絡先が記入されているか。
- 利用申し込み理由が記入されているか。
- 保護者（父母）の勤務先・就業時間が記入されているか。
- 生活保護・就学援助を受給しているか。
⇒受給している場合、利用料免除申請書を記入。
- 年間利用予定、利用月に〇が記入されているか。
⇒利用料の算定根拠になりますので、誤りがないかどうか確認してください。

2 連絡カード

- 緊急連絡先が記入されているか。
- アレルギー・持病等の有無が記入されているか。

3 就労証明書等

- 就労証明書等の書類を添付しているか。

4 その他必要となる書類

- 口座振替依頼書の記入が必要か。
⇒初めて児童クラブを利用する場合や口座未登録の場合は提出が必要です。
- 児童クラブ利用料免除の要件にあてはまるか。
⇒生活保護や就学援助の受給対象となっている、または災害等の特別な事情で生活が困窮している場合、申請書を提出することで利用料が減額又は免除となります。

【問い合わせ先】湯梨浜町役場子育て支援課子育て支援課係
電話:0858-35-5324 メール:ykosodate@yurihama.jp